

＜親族等本人以外への預金払出しの主な事例＞

事例分類	払出し対象	払出し手続き時の留意点（※）	払出し金額	備考	銀行
一般	親族 （親・子ども・配偶者に限定）	親族と面談の上 「預金者本人の氏名・生年月日等」 「預金者との関係」等を確認	原則 10 万円まで	・預金者本人が死亡・行方不明や入院等により来店できない場合などに対応 ・左記以外についても、事情をお伺いした上で柔軟な対応を検討	A 行
	<行方不明の場合> 親族 （行員が面識ある親・子どもに限定）	親族と面談の上、事情を確認	必要な金額		B 行
	<行方不明の場合> 親族 （推定相続人に限定）	推定相続人と面談の上、 「預金者本人の情報」「行方不明の状況」 「預金者との関係、ご家族の状況」を確認	一人当たり 30 万円まで	・例えば、三人からの申出であれば計 90 万円まで払出し	C 行
生活費の払出し	親族 （親・子ども・配偶者で同一生計の者）	親族と面談の上、 「預金者本人の氏名・生年月日等」 「同居の有無」等を確認	原則 10 万円まで	・預金者本人が死亡・行方不明等に対応。 ・左記以外についても、事情をお伺いした上で柔軟な対応を検討	D 行
	親族 （同居者に限定）	親族と面談の上、 「預金者本人の氏名・生年月日等」 「同居の有無」等を確認	当面の生活費		E 行
入院費用の払出し	親族 （同居者に限定）	親族と面談の上、 「預金者本人の氏名・生年月日等」等を確認	当面の入院費	・本来は行員が病院を往訪し、預金者と面談の上対応 ・上記対応が不可な場合、左記対応を実施	E 行
葬儀費用の払出し	遺族 （親・子ども・配偶者など）	遺族と面談の上 「預金者本人が亡くなられた状況」 「必要な費用」等を確認	葬儀費用 （100 万円程度）	・遺族の方の事情をお伺いした上で柔軟な対応を検討	D 行
	遺族 （親・子ども・配偶者など）	遺族と面談の上、 「死亡を確認できる書類」「葬儀費用」等を確認	葬儀費用 （請求額の範囲内）	・遺族の方の事情をお伺いした上で柔軟な対応を検討	B 行

（※）相続対象者であることの確認等の他、来店者の本人確認を実施

＜親族等本人以外への預金払出しの主な事例（追加）＞

事例分類	払出し対象	払出し手続き時の留意点（※）	払出し金額	備考	銀行
一般	配偶者または成年の子	預金者本人との関係がわかる書類の受理（健康保険証等）	原則 30 万円まで	・他行への振込に限定	F 行
	親族（親・子供・配偶者等同居家族）	預金者の住所、氏名、生年月日、連絡先（電話番号）を確認	原則 10 万円まで	・左記以外は個別対応	G 行
	親族（合理的理由があれば親族以外も可）	「預金者本人の住所・氏名・生年月日等」「預金者との関係」「預金者が来店できない合理的理由」	原則 10 万円まで	・左記以外についても事情をお伺いしたうえで柔軟な対応を実施	H 行
	親族等（家族以外の来店者も含む）	家族とそれ以外の者に区分し、以下の条件を考慮し払出可否および上限金額を決定 ・通帳・届出印の有無 ・本人確認書類（本人、来店者）の有無 ・電話等による預金名義人の意思確認の有無	条件に従って下記上限を設定 ・全額 ・100 万円 ・10 万円	・遠隔地に避難している等により、家族以外の者による払出が発生する可能性も考慮	I 行
	親族（親・子・配偶者）	通帳・印鑑・本人確認書類を所持している場合とない場合に分けて対応 （例） ・請求人から名義人との関係、取引内容、家族構成など名義人に関する情報を聴き取る ・請求人から名義人の漢字氏名・住所・生年月日・届出電話番号・取引内容のほか、家族のみが知りうる事項を聴き取る	合理性のある必要な金額	・預金者が行方不明の場合にも対応 ・事業主で従業員給料支払など合理性のある必要な金額にも対応 ・上記以外についても、事情を聴き取り柔軟に対応	J 行
	親族等	・通帳、届出印有無の確認 ・親族であることの確認 ・依頼人の本人確認 ・避難先の確認 ・電話等による本人の意思確認	通帳、届出印があり、留意点の他の事項が確認できれば必要に応じた金額	以下の場合に対応 ・預金者が高齢・病気で避難先から出られない ・預金者が仕事中で来店できない ・預金者（子供名義）の両親	K 行

		<ul style="list-style-type: none"> ・資金の必要性 		留意点の確認においては、できる限りの手段を講じて対処し、金額においても、事情を聴取し人道的見地を重視し、柔軟に対応	
	手続き上、特段特定せず、個別に判断	来店者と面談の上、被災状況・事情等を確認	原則 10 万円まで	<ul style="list-style-type: none"> ・相談を受けた営業店が本部の専用照会窓口宛て照会し、本部側で個別案件毎に対応可否を検討 	L 行
	親族（親・子ども・配偶者に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・来店した親族の確認資料 ・預金者本人とのつながりを確認できる資料（持参していない場合は、面談のうえ、預金者との関係等を確認。また、預金者本人の住所・氏名・生年月日等を聴き取りし、登録内容との一致を確認。） 	特例支払として、1 日 10 万円まで	<ul style="list-style-type: none"> ・預金者本人が死亡・行方不明や入院等により来店できない場合などに対応 ・左記以外についても、事情をお伺いした上で、柔軟な対応を実施 	M 行
生活費の払出し	親族（配偶者等）	<ul style="list-style-type: none"> ・預金名義人の情報（預金者の住所、氏名、生年月日等を含む）・関係および本人確認（運転免許証、保険証等）を実施 ・状況に応じて預金者本人の預金払戻しの意思確認を実施 	原則 10 万円まで	<ul style="list-style-type: none"> ・手続等で定められていない事象が生じた場合は個別対応 	N 行
入院費用の払出し	親族等（家族以外の来店者も含む）	本人との連絡が取れず、意思確認が出来ない状態においては事務者の本人確認書類の有無等、一定の条件を満たした場合、一定金額を限度として支払	上限 10 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・入院等により、本人・家族以外の来店者による払出を想定 	I 行
	親族（親・子ども・配偶者に限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・来店した親族の確認資料 ・預金者本人とのつながりを確認できる資料（持参していない場合は、面談のうえ、預金者との関係等を確認。また、預金者本人の住所・氏名・生年月日等を聴き取りし、登録内容との一致を確認。） 	特例支払として、1 日 10 万円まで	<ul style="list-style-type: none"> ・入院先に事実関係を確認 	M 行
葬儀費用	親族（親・子供・配偶者	死亡された親族の預金の払出しについては、	都度判断		G 行

の払出し	等同居家族)	原則、相続預金の取扱となることを説明し、最大でも法定相続分が基本となることをご理解いただく			
	相続人前提	「やむを得ない理由」を確認したうえで対応	右記	・払出し金額は、申出人から徴求する請求書もしくは領収書の記載金額	H行
	家族等(親・子・配偶者)	死亡診断書、火葬許可証などを確認 他は「一般」の留意点と同じ	葬儀業者の請求書等の金額の範囲内		J行
	相続人前提	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞、被災地役場のホームページで確認 ・相続人であることの確認 ・依頼人の本人確認 	葬儀費用としては地域相場を想定(領収書等で確認)。また、被災者事情にも配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・行政そのものも被災しており、死亡証明、戸籍等証憑書類が取れず、相続人全員の確認は困難な状況 ・生活資金をあわせ払出す場合は1か月10万円程度 	K行
	法定相続人(配偶者、子供、親など)	遺族と面談の上 「預金者の死亡を確認できる書類」、「法定相続人であることが確認可能な書類」、「葬儀費用額が確認可能な書類」等を確認	葬儀費用	<ul style="list-style-type: none"> ・上記「一般」と同じ ・特に、確認書類については、被災状況をお伺いした上で、柔軟な対応を検討 	L行

(※) 相続対象者であればその確認等の他、来店者の本人確認を実施